

特例施設占有者の指定に関する規則の制定について（例規通達）

（平成19年11月30日）

（栃会第7号）

遺失物法（平成18年法律第73号）の全部改正に伴い、この度、特例施設占有者の指定に関する規則を制定し、平成19年12月10日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

特例施設占有者制度が新設され、平成19年12月10日から開始されることから、その効果的な運用を図るために必要な事項について定めるものである。

第2 制定の概要

警察署長に提出される拾得物件のうち約8割は各種事業者から届けられたものである。そのため、改正遺失物法では、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「政令」という。）で定められた特例施設占有者のほか、大量の拾得物を扱う百貨店等については、公安委員会に申請することにより特例施設の指定を受けることができるようになった。

第3 解釈及び運用上の留意事項

1 特例施設占有者の指定（第2条）

(1) 申請書の受理

特例施設占有者指定の申請は、申請をしようとする施設占有者（以下「申請者」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）が受理するものとする。

警察署長は、指定申請書（別記様式第1号）による申請を受けたときは、特例施設占有者指定申請書類等確認表（別記様式第2号）により、添付書類に不備がないかを確認し、不備がないときは、特例施設占有者指定申請（公示事項等変更届出）受理簿（別記様式第3号）に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

なお、指定申請書に添付する「誓約書」、「物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要」の様式については別添1、別添2のとおりとする。

(2) 記載事実の調査及び報告

警察署長は、指定申請書を受理したときは、速やかに申請者が政令第5条第5号ロ(1)から(3)までに掲げる者に該当するか否か、特例施設占有者の指定の申請に伴う身上照会を、身上調査について（照会）（別記様式第4号）により関係市町村に照会するとともに、警務部情報管理課照会センターに前科照会を行い、指定の申請等に係る身上・前科調査照会管理簿（別記様式第5号）に記載する。

さらに、特例施設占有者の指定に係る審査基準に合致するか否かについて調査し、その結果を特例施設占有者の指定申請（公示事項等の変更届）に係る調査報告書（別記様式第6号。以下「報告書」という。）により作成するものとする。

(3) 申請書の送付

警察署長は、前記(2)の結果について、特例施設占有者指定（不指定）上申書（別記様式第7号。以下「上申書」という。）により、報告書を添えて、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に送付するものとする。

(4) 指定通知書の交付

会計課長は、上申書の送付を受けたときは、内容を確認した上で公安委員会に報告し、公安委員会が指定をしたときは、指定通知書（別記様式第8号）を警察署長を経由して申請者に交付するものとする。

(5) 不指定通知書の交付

会計課長は、上申書の送付を受けたときは、内容を確認した上で公安委員会に報告し、公安委員会が指定をしなかったときは、不指定通知書（別記様式第9号）を警察署長を経由して申請者に交付するものとする。

2 指定の取消し（第3条）

(1) 聴聞

会計課長は、指定の取消しを行おうとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定により行うこと。

(2) 指定取消通知書の交付

会計課長は、聴聞の結果、公安委員会が指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第10号）を警察署長を経由して指定を受けた者に交付するものとする。

3 報告等の要求（第4条）

法第25条に規定する報告等の要求は、警察署長を経由して報告等要求書（別記様式第11号）を施設占有者又は特例施設占有者に交付して行う。

4 指示（第5条）

(1) 弁明通知書の送付

会計課長は、指示処分が相当と認めるときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を作成し、警察署長を経由し当該弁明通知書を施設占有者又は特例施設占有者に交付する。

(2) 指示書の送付

会計課長は、公安委員会が指示の承認をしたときは、指示書（別記様式第12号）を警察署長に送付する。

(3) 指示書の交付

警察署長は、指示書の送付を受けたときは、速やかに被指示者に指示書を交付し、行政不服審査法に基づく審査請求に関する事項を教示する。

5 公示（第6条）

(1) 指定をしたとき

公安委員会が指定をしたときは、会計課長は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第13号）に必要事項を記載の上、公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

(2) 変更を承認したとき

公安委員会が公示に係る事項の変更を承認したときは、会計課長は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第14号）に必要事項を記載の上、公安委員会の掲

示板に掲示するものとする。

(3) 公示期間

公示する期間は2週間とする。

6 変更の届出

(1) 届出書の受理

警察署長は、特例施設占有者記載事項変更届出書(別記様式第15号)による変更の届出を受けたときは、特例施設占有者指定申請書類等確認表により、添付書類に不備がないか確認し、不備がないときは、特例施設占有者指定申請(公示事項等変更届出)受理簿に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

(2) 記載事実の調査及び報告

警察署長は、変更の届け出を受理したときは、速やかに、前記1の(3)に準じて調査し、その結果を報告書により報告させるものとする。なお、身上調査については、身上調査について(照会)により関係市町村に照会するとともに、指定の申請等に係る身上・前科調査照会管理簿に記載する。

(3) 届出書の送付

警察署長は、前記(2)の報告を検討した結果、不備がないと認めるときは、特例施設占有者指定(不指定)上申書により、報告書を添えて、届出書とともに会計課長に送付するものとする。

7 受領書の徴取

警察署長は、指定通知書、不指定通知書、弁明通知書、指定取消通知書、報告等要求書、指示書又は聴聞通知書を交付するときは、受領書(別記様式第16号)を徴取する。